

## 城陽市議会基本条例の検証結果について

1. 今回の検証においては、現行の条文及び解説を変更する必要はないと認めた
2. それぞれの条項の検証結果等は、次のとおり

条項	取組状況および検証結果
前文	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第1条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第2条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第3条	・災害、防災に議会として対応するため、城陽市議会防災服等貸与規程を制定。議員に対し、新たに防災服を貸与した ・城陽市議会業務継続計画の見直しと具体的運用について、引き続き協議する
第4条	・城陽市議会タブレット貸与規程を廃止し、城陽市議会情報通信端末使用基準を制定。議員の端末使用に当たっての注意事項、使用の範囲などの一層の具体化を図り、情報伝達・共有の迅速化、調査研修の活動の充実に努めた
第5条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第6条	・会議の公開、会議資料の提供は、諸規定に基づき適正に対応している ・市民が傍聴しやすい環境整備に、なお一層の検討が必要である ・参考人制度の活用を拡大し、市民意見の把握に一層努める必要がある
第7条	・2回の議会報告会を対面式で実施した。市民周知、参加しやすい体制づくりに、引き続き取り組む ・高校生との意見交換会の開催に向けて、課題を整理し、早期に対応、実施していく
第8条	・議会の情報は、市議会だよりだけでなくホームページなどを活用し、市民に広報していく方途を検討する ・議会広報の編集については、市民によりわかりやすい紙面となるよう、議員も主体性をもち、手法を幅広く検討していく。また、1面写真は、市民の興味関心につながるものとなるよう事前の調整を徹底する
第9条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第10条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第11条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第12条	・発言時間の制限に当たっては、関係条項に照らし、慎重・適切に対応する ・会議資料のペーパーレス化等については、引き続き具体化を図る
第13条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第14条	・自由討議の充実に向けて、引き続き取り組む
第15条	・行政課題に的確に対応するため、各委員会の閉会中の開催を積極的に進める ・委員会の持つ専門性の確保のためにも、それぞれの委員会において市政懇談会を活用していく
第16条	・研修会は、年1回の開催でなく、充実・強化していく必要がある。特に、議会運営知識の一層の習得が望まれる
第17条	・各種資料の充実と、電子化された資料も含めた整理・保管に向けて一層の取組みが必要である
第18条	・議会運営・法務担当職員の充実強化は急務である ・外部・内部研修の機会を一層確保するとともに、たゆまぬ自己研鑽が望まれる
第19条	・地方自治法の一部改正に伴い、城陽市議会議員の請負の状況の公表に関する条例等を制定。議員は高い倫理的責務が課せられていることを十分自覚し、これまでどおり取り組む
第20条	・議員定数のあり方は、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討していく

条項	取組状況および検証結果
第21条	・今年度は、議員期末手当を人事院勧告に準じて改正した。なお、議員報酬・期末手当のあり方は、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討していく
第22条	・政務活動費の手引きに基づく研修会を、定期的を実施する ・今後とも判例や社会情勢に応じて適宜、使途基準を見直し適正執行に努めるとともに、備品管理の原則を徹底する
第23条	・市民の意見を的確に市政に反映するために、不断の改革に努めることを改めて確認する ・議会改革を適切、積極的に進めるために、城陽市議会活性化推進会議に関する申し合わせに定める三者協議(議長・議会運営委員会委員長・議会活性化推進会議委員長)を十分に活用していく
第24条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第25条	・検証の結果、それぞれの会議において検討していくとしたものについては、速やかに協議を進め、適切に実施していくこと